



## Headline

- 改正オゾン法について
- M&A 後におこなう環境コンプライアンスチェックの重要性について
- サプライチェーン管理における環境リスクについて
- 洋上風力発電について

## 改正オゾン法について

昨年7月4日に特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律69号、以下「改正オゾン法」）が公布・施行されました。この法律により、2019年1月1日から段階的に、現在使用されている代替フロン（HFC）の生産量及び消費量が切り下げられていきます。背景には、2016年10月、ルワンダのキガリにてモントリオール議定書が改正され、オゾン層破壊効果はないが、温室効果が高く地球温暖化に影響を与えるとされるHFCについて、生産量及び消費量の削減を国々に課すことになり、日本も諸外国同様にHFCの削減目標を定めることになったことが挙げられます。当該オゾン層保護法の改正の措置事項は主に以下の2点になります。

### 1. HFCの生産量及び消費量の削減

モントリオール議定書の改正では、18種類のHFCが規制対象の種類に該当され、先進国では2011-2013年の実績を基準とし、2029年までに70%、2036年までに85%のHFCの削減が求められております（途上国にも削減基準が設けられています）。日本はこれに基づきHFCの生産量及び消費量を削減します。

### 2. HFCの製造及び輸入の規制

- HFCを製造しようとするものは、経済産業大臣の許可が必要になります。
- HFCを輸入しようとするものは、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき経済産業大臣の承認が必要になります。

今後、HFCの生産量及び消費量が削減されることになる一方で、HFCに代わるグリーン冷媒の導入が急がれており、現在様々な種類の代替グリーン冷媒の候補が検討されています。特に、アンモニア、空気、二酸化炭素、水、炭化水素等の自然冷媒への転換が期待されており、政府は省エネ型自然冷媒機器の導入に対する補助事業等を展開しています。今後、代替グリーン冷媒の開発や普及が遅れる場合、当該改正オゾン法で規定されたHFCの削減に遅延が生じる可能性があります。

## 日本企業への影響

R410等のHFCは、特定フロン（HCFC：2020年に全廃）の代替として使用されてきました。用途としては主に空調機器や冷蔵機器の冷媒に使用されています。改正オゾン法の施行に伴い、HFCの生産量が規制されることで、既存の空調機器ならびに冷蔵機器の冷媒の補充ができなくなるという懸念が生じることが想定されます。これら設備の将来的な更新を見込んで、費用を準備するなど対応が迫られます。

ERMでは、設備の更新撤去や工場の閉鎖を安全かつ経済的に行う廃止・除染・解体サービス（Decommissioning, Decontamination and Demolition）を展開しており、事業者の環境配慮及び社会貢献をサポートしています。

（古屋 充児）

## M&A 後におこなう環境コンプライアンスチェックの重要性について

2018年、日本企業による海外でのM&A（合併・買収）は金額ベースで1,910億ドル（約20兆円）であったと報道されています。また、2019年も海外でのM&Aは日本企業にとって重要な企業戦略であり続けると予想されます。

M&Aではシナジーの追求は言うまでもなく、事業継続性や危機管理なども大きなディスカッションポイントとなっています。これらについては、EHS DD（環境・安全衛生のデューデリジェンス）でも、重篤な土壌・地下水汚染など、ディールブレーカーとなるようなリスクの特定・評価のみならず、環境法・安全衛生法上のコンプライアンス違反や許認可取得の不備、化学物質製造・輸入管理上の不備など、事業継続上のリスクを特定し、評価を行っています。ERMで実施するEHS DDでも法令違反や許認可取得の不備などの問題が発見されることが多くあります。この場合、ERMでは、DDで発見された問題をクロージングまでに解消し、経営権が移転された時点、いわゆるDay 1にはコンプライアンスが保たれた状態しておくことを推奨しています。

一方、Day 1までに解消することが難しい問題については、PMI（M&A成立後の統合プロセス）の段階で対応することになります。PMIでは、DDの段階と異なり、時間的に余裕ができ、情報へのアクセスが行いやすくなりますので、難しい問題に時間をかけて取り組むことができます。あわせて、DDで把握しきれなかった環境や安全衛生の細かい問題（ただし、改善することによって生産効率や安全指標などのパフォーマンスの上昇が期待できる）を数日かけて探し出し、アクションリストを作成することにより、より計画的にPMIを進めることができるようになります。

米国では、EPA（環境保護局）が“Interim Approach to Applying the Audit Policy to New Owners”というプログラムを準備し、環境コンプライアンスチェック（Audit）の実施を後押ししています。このプログラムでは、新しい事業主（New owner）が、M&AのDD期間中、あるいは、ディール成立後に発見されたコンプライアンス上の問題を当局に開示し、是正すれば、罰金などを免除してもらえます。EPAはM&Aを企業がコンプライアンスの確認や確保に投資する貴重なチャンスと捉えているわけです。

DDやPMIには、社会から企業責任の一部を担うことも期待されている、そういった側面もあるのです。特に中国では、例えば2019年に固形廃棄物環境汚染防止法の改正が予定されているなど引き続き法規やその運用の強化が予想されるうえに、法令違反による操業停止や巨額の罰金、責任者の拘束が年毎に増えており、コンプライアンス上の問題が企業経営に多大な影響を及ぼします。したがって、DDの段階で発見された問題を解消することとあわせて、PMIの段階でも環境コンプライアンスチェックを行い、確実な対応をとることが重要です。

1) <https://www.bloomberg.com/news/articles/2019-01-06/japan-s-191-billion-m-a-spre-is-only-just-getting-started>

## 日本企業への影響

企業がその戦略としてM&Aを実施する場合、シナジーのみならず事業継続性や危機管理も求められます。コンプライアンスの確保は事業継続上必須です。M&A、特にクロスボーダーM&Aにあたっては、EHS DDでコンプライアンス違反等のリスクを特定し、Day 1までに対象会社と協議し問題を解消することが推奨されます。さらに、Day 1からはPMIにおいて、残った問題がある場合は計画的に対処し、また、現地法令調査と現地コンプライアンス監査によりEHS DDで特定されなかったコンプライアンス上の問題を発見し、対処することが推奨されます。ERMは、クライアントがM&Aで成功するための、環境・労働安全・サステナビリティに関する様々なサービスを展開しています。

（上野 俊洋）

## サプライチェーン管理における環境リスクについて

サプライチェーン管理とは、原材料の調達から商品が消費者に到達するまでの供給連鎖（サプライチェーン）の全体最適化を目的としたマネジメント手法であり、2000年代にかけて大きなブームが起きました。近年、社会のグローバル化・ESG投資の拡大といった要因を背景に、再び関心が高まっています。サプライチェーン管理においては、対象事業のセクターや事業領域（例、上流事業か下流事業）により関連してくる環境リスクが異なるため、様々な視点から多角的に対応する必要があります。ここでは、サプライチェーン管理に関して、最近弊社へのお問い合わせが多い“化学物質管理”、“環境規制”及び“サステナビリティ”に関するリスクを紹介します。

### 化学物質管理

EUにおいて2007年に発効したREACH規則により自社の製品をEU圏内に輸出する企業は新規・既存の物質、混合物、また成形品にわたるまで、幅広い規制への対応が求められています。世界各国においても類似の化学物質管理規制が整備されており、自社のサプライチェーンが複数の規制区域を通過する場合には、各区域における規制をそれぞれ遵守する必要があります。韓国では今年1月より改正K-REACHが施行されました。また、英国ではBrexitの決着次第では新たな管理規制が導入される可能性があります。このように、各国の化学物質管理規制は目まぐるしく変化しており、規制不遵守によりサプライチェーンの流れが滞るといふリスクを回避するためには、各国規制動向を監視し適切に対応するための管理体制を構築することが求められます。

### 環境規制

近年求められるサプライチェーン管理の特徴として、過去のブーム時に比べESGへの注目が高まっていることが挙げられます。例えばE（環境）に関しては、2016年以降にアジア各国で土壌・地下水汚染関連法規が立て続けに施行・改正されており、特に中国では「Comply or Close（法令順守、さもなければ閉鎖）」という強い方針のもとに、環境保護法を軸として土壌・水質・大気を規制する法律を連動させた厳しい取り締まりが行われています。中央政府あるいは地方行政により、予期せぬ操業の停止、工場の閉鎖・移転が要求されることもあり、サプライチェーン管理上の大きなリスクとなっています。

### サステナビリティ（持続可能性）

2015年にSDGs（Sustainable Development Goals）が国連総会において採択され、企業（ビジネス）に対しても持続可能な未来を創るために貢献することが期待されるようになりました。また、2020年の東京オリンピックでは「持続可能性に配慮した調達コード」が策定され、その中でサプライチェーン全体において人権・労働・安全衛生・環境に配慮した調達を行うよう求められています。調達コードに適合するためには、法規制の順守状況、児童労働や環境破壊の有無などについてサプライチェーンの末端まで調査する必要があります。今後このような流れが拡大すれば、事業がサステナビリティを確保しているかどうか、取引の可否を決定する大きな要因になっていくことも考えられます。

### 日本企業への影響

電子業界のRBA（Responsible Business Alliance、旧EICC）、化学業界のTfS（Together for Sustainability）、製薬業界のPSCI（Pharmaceutical Supply Chain Initiative）に代表されるように、業界で統一された監査システムを構築するという流れも活発になっており、また、大手企業の中には自社独自のプロトコルを用いた監査プログラムをサプライチェーン全体に展開している企業もあります。今後、各企業は、社会あるいは顧客の要望に合致したサプライチェーン管理体制を構築することが推奨されます。また、自社をビジネス上優位なポジションに置くためにも、これを契機と捉えサプライチェーン管理体制を戦略的に強化していくことが期待されます。

（黒坂 真生）

## 洋上風力発電について

近年、再生可能エネルギーの導入は全世界的に加速化しています。その中でも洋上風力発電の導入は飛躍的に伸びており、欧州では最近5年間で3倍以上に増加しています。この背景として、欧州の海域は風況の良さや遠浅な地形が続く地理的な特徴に加えて、洋上風力についてのルール整備が進められ、開発区域を選定するために政府主導で環境社会配慮の観点からゾーニングが行われており、導入のハードルが低くなっていることが挙げられます。一方、日本では、一般海域を占有する統一的ルールが存在しないことや、漁業や海運業など海の先行利用者との調整に関わる枠組みが存在していないことが課題としてあります。ただし、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関わる海域の利用の促進に関する法律」が2018年11月6日に閣議決定され、一般海域の占有を最大30年間認める制度が規定されるなど、海域利用の法整備も進展し、現在環境アセスメントの手続き中の案件は約5,400MWに達しています。今後は日本でも洋上風力の導入が大きく伸びることが見込まれています。

一方、風力発電の環境影響評価のプロセスには通常3~4年かかり、事業者にとって大きな懸念材料とされています。このため、NEDOが風力発電に関わる環境影響評価手続きの迅速化を目指すための調査を実施し、2018年3月に調査結果を取りまとめた“環境アセスメント迅速化手法のガイド”が公表されています。ERMは同調査において海外事例の収集等の支援を行いました。本ガイドにおいては、迅速化の重要なポイントとして、英国の環境アセスのプロセスでも実際に行われていた前倒環境調査の実施が有効な手法であると指摘しています。前倒環境調査は、通常は環境アセスメントの初期のプロセスである配慮書及び方法書の作成段階以降に実施する生態系調査等の現況調査を配慮書や方法書の手続に先行、又は、に同時並行で実施する手法となります。例えば、猛禽類の生息地が影響を受けると見込まれる場合は、通常最低2営業期を含む1.5年以上の調査期間が求められますが、前倒環境調査を実施することで、全体の環境影響評価のプロセスを短縮することが可能となります。

ただし、前倒環境調査の適用には、並行して事業計画・工事計画の検討が進捗することや、プロセスの途中で地方公共団体や専門家等から調査項目の追加や変更等の「軌道修正」を求められる場合があることに留意する必要があります。

### 日本企業への影響

洋上風力事業（の迅速化）については、環境アセスメントが完了している実例がまだ少ないため、類似事業の環境アセスメント実施事例を精査し、迅速化につながる手法を検討することが重要になります。また、風力発電では、環境社会リスクが少ない立地を選定することが非常に重要となり、この初期段階での慎重な検討によって、生態系調査自体の期間を短くしたり（例、1営業期のみで完了）、海域利用者との調整に必要な時間や費用を削減したりすることにも繋がると考えられます。

ERMでは、国内及び海外における洋上風力発電事業に対して、早期段階の適地選定のサービスを提供しています。また、海外の洋上風力発電に関するアセスメントも多数実施しておりますので、洋上風力発電事業を検討されている場合はお気軽にお問合せ下さい。

（鈴木 洋平）

### Newsletter全般に関するお問合せ: [ERM.JapanNewsletter@erm.com](mailto:ERM.JapanNewsletter@erm.com)

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社（以下「当社」とします）が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切しておりません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースレターを構成する各記事、画像等（これに限らない）の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等（これに限らない）に掲載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。

なお、弊社からの案内をご希望されない場合は、お手数ですが

[ERM.JapanNewsletter@erm.com](mailto:ERM.JapanNewsletter@erm.com)までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。